第二号ロの表に次のように加える。

株式会社辰也造船所	三重県志摩市浜島町浜島八百二十七番地の十二	塗装

○法務省告示第三百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月三日法務省告示第九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十九日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

第二号の表金谷ホテル観光株式会社の項から株式会社小湊ホテル三日月の項まで、株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズの項、アルプス観光株式会社の項、株式会社小川屋の項、株式会社かめやの項、小松観光株式会社の項、株式会社西伊豆クリスタルビューの項、ホテル浦島チェーン株式会社の項、株式会社観光ホテル淡州の項及び株式会社大谷山荘の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社大川荘	福島県会津若松市大戸町大字芦ノ牧字下平九百八十四番地	ホテル業務
株式会社八幡屋	福島県石川郡石川町大字母畑字樋田七十五番地の一	ホテル業務
浦島観光ホテル株式会社	三重県南牟婁郡紀宝町成川八百五十六番地	ホテル業務

第三号中「平成二十三年三月三日」を「平成二十六年七月二十九日」に改める。

○外務省告示第二百五十四号

昭和四十九年十一月一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」の附属書の一部は、同条約第八条の規定に従い、次のように改正され、同改正は平成二十六年一月一日に効力を生じた。

（平成二十四年七月十三日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十六年七月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

一　第二―一章B―一部第八―一規則を次のように改める。

第八―一規則　旅客船における浸水事故の後の装置の能力及び操船上の情報

1　適用

長さ百二十メートル以上（この章の第二規則5に定義するものをいう。）又は三以上の主垂直区域を有する旅客船は、この第八―一規則の規定に適合するものとする。

2　浸水による損傷の場合における主要な装置の利用可能性

二千十年七月一日以後に建造された旅客船については、船舶の一の水密区画室への浸水があるときに、第二―二章第二十一規則4に規定する装置が作動し続けるように設計する。

3　浸水事故の後の操船上の情報

二千十四年一月一日以後に建造された旅客船には、浸水事故の後の安全な帰港のために船長に操船上の情報を提供するため、国際海事機関が作成する指針に基づき、次のいずれかのものを備える。

.1　船上復原性計算機

.2　陸上からの支援

二　第三章B部第二十規則11.2に次の.4を加える。

.4　.3の規定にかかわらず、自由降下式救命艇の離脱装置の作動試験は、操作する乗組員のみが乗艇した自由降下による進水又は国際海事機関が作成する指針に基づいて行われる擬似の進水により行う。

三　第五章第十四規則2を次のように改める。

2　主管庁は、第一章の規定が適用される全ての船舶について、次の措置をとる。

.1　透明性のある手続の後、国際海事機関が採択する関連の指針を考慮に入れて、適正な安全のための最少の人員の配置を策定する。

.2　1の規定を遵守するために必要と認められる安全のための最少の人員の配置の証拠として、適正な安全のための最少の人員の配置に関する書類又はこれと同等の書類を発給する。

四　第六章A部第五―一規則の次に次の第五―二規則を加える。

第五―二規則　航海中のばら積みの液体貨物の混合及び生産工程の禁止

1　航海中のばら積みの物理的な混合は、禁止する。物理的な混合とは、貨物から新たな生成物を得ることを意図して、船舶の貨物ポンプ及び管により二以上の異なる貨物を船舶内で循環させる工程をいう。このような禁止は、船長が船舶の安全又は海洋環境の保護のために行う貨物の移動を妨げるものではない。

2　1に規定する禁止は、海底の鉱物資源の探索及び開発に使用される船舶内での生成物の混合であつてそのような作業を促進するものには、適用しない。

3　航海中の船舶内での生産工程は、禁止する。生産工程とは、船舶の貨物と他の物質又は貨物の間に化学反応を発生させる意図的な作業をいう。

4　3に規定する禁止は、海底の鉱物資源の探索及び開発に使用される船舶内での生産工程であつてそのような作業を促進するものには、適用しない。

五　第七章A部第四規則を次のように改める。

1　容器に収納された危険物の運送に関する輸送情報及びコンテナー収納証明書又は車両収納申告書は、国際海上危険物規程（ＩＭＤＧコード）の関連規定に従うものとし、寄港国の当局が指定した者又は機関の利用に供する。

2　容器に収納された危険物を運送する船舶には、ＩＭＤＧコードの関連規定に従い船舶内にある危険物及びその位置を示す特別の一覧表、積荷目録又は積付け図を備える。出港に先立ち、これらの書類のうち一の写しを寄港国の当局が指定した者又は機関の利用に供する。

六　第十一―一章第二規則中「機関の総会が決議Ａ七四四（一八）において採択した指針」を「機関の総会が決議Ａ一〇四九（二七）において採択した二千十一年のばら積み貨物船及び油タンカーの検査の際の強化された検査計画に関する国際コード（二〇一一ＥＳＰコード）」に改める。

○文部科学省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
久米島町奥武島の畳石	沖縄県島尻郡久米島町	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とする一地点（Ｘ＝三七四五〇・六〇メートル、Ｙ＝マイナス六七五二四・六一五メートル）、六四地点（Ｘ＝三七四三九・四二三メートル、Ｙ＝マイナス六七五二四・一九二メートル）、二地点（Ｘ＝三七三三一・七二〇メートル、Ｙ＝マイナス六七五一九・九〇六メートル）、三地点（Ｘ＝三七二八三・九一七メートル、Ｙ＝マイナス六七三九七・五七三メートル）、四地点（Ｘ＝三七二八三・五二二メートル、Ｙ＝マイナス六七二四〇・八〇〇メートル）、五地点（Ｘ＝三七三五・一二〇メートル、Ｙ＝マイナス六七二五九・八八一メートル）、六地点（Ｘ＝三七三七九・〇四四メートル、